

実験動物の飼養及び保管等に関する基準解説書 執筆(案)

執筆担当者	項目	キーワード
浦野	○序	
環境省	○動物愛護管理法	法律の目的、概要、法改正の経緯
環境省	・動物福祉の基本的理念	3R、5つの自由
環境省	・実験動物の処分(基準のみ説明)	動愛法第41条、実験動物飼養保管基準、動物殺処分方法指針
環境省	・実験動物の3R	動愛法第41条、苦痛軽減、代替、削減
環境省	○実験動物の飼養及び保管等に関する基準	実験動物飼養保管基準、改訂の経緯
浦野・八神	○実験動物の飼養及び保管等に関する基準の解説(全体のとりまとめ)	
浦野・八神	・はじめに	
浦野・八神	①国際的動向と我が国の状況	CIOMS, ICLAS, 国際原則、学術会議提言、動物愛護管理法、飼養保管基準、動物実験基本指針、学術会議ガイドライン、文科省通知、機関管理、点検評価制度、
浦野・八神	②関連する各種規制	動物殺処分方法指針、感染症法、家畜伝染病予防法、カルタヘナ法、外来生物法、その他
浦野・八神	③解説書作成にあたっての基本的方針	①実験動物の適正管理の視点を主とするが、動物実験の視点も含めることとする。②飼養保管基準以外にも、動物実験基本指針や学術会議ガイドラインの記述も必要に応じて取り上げる。③事例をあげて解説する。④参考文献や参考図書等をあげる。

	第1 一般原則	
喜多	1 基本的な考え方	動物実験は必要不可欠、動物は命あるも
喜多	・3R(飼養、保管)(H.18)	3Rの説明(他の項目と要調整)
喜多	・周辺の生活環境の保全(H.18)	適正な飼育、周辺の生活環境の保全
喜多	2 動物の選定	施設の立地と整備状況、飼養能力
喜多	3 周知	客観性、透明性、動物の愛護及び管理
喜多	・委員会の設置等(H.18)	基準の遵守に関する指導
喜多	・機関内の指針の策定等(H.18)	基準に則した機関内規程
喜多	・施設内関係者への周知等(H.18)	基準の適正な周知
喜多	・関係団体、他の機関等との連携による体制整備(H.18)	関係団体、他の機関等との連携
喜多	(参考として、基本指針の内容である動物実験計画を含める)	
喜多	4 その他	管理者の責務
喜多	・遵守状況の点検(H.25)	自己点検・評価の実施
喜多	・点検結果の公表(H.25)	自己点検・評価の情報公開
喜多	・外部機関等による検証(H.25)	外部検証の実施
	第2 定義(H.18に順の変更)	
久和	・実験等	動物実験、科学上の目的達成のための介入、拘束、侵襲的処置
久和	・施設	建物、管理、運営
久和	・実験動物	家庭動物、展示動物、産業動物、野生動物、素性、環境、第1の限定、第2の限定
久和	・管理者	施設の管理、施設長、教授
久和	・実験動物管理者	管理者の補佐、実験動物の管理、准教授等、実験動物に関する知識、経験
久和	・実験実施者	動物実験の実施
久和	・飼養者	実験動物の飼育、保管、実験動物に関する知識、経験
久和	・管理者等	管理者、実験動物管理者、実験実施者、飼養者
	第3 共通基準(H.18に共通基準と個別基準に分ける)	
	1 動物の健康及び完全の保持	
國田	(1) 飼養及び保管の方法	
國田	・環境確保(給餌・給水、健康管理、習性等を考慮した飼養・保管(H.25))	給餌・給水の方法、飼料・飲水の品質、個別飼育・群飼育、社会的接触、運動
國田	・実験目的以外の傷害(H.18)、疾病の予防、適切な治療等(H.18)	内因性・外因性の疾病、感染症、微生物学的モニタリング、ワクチン、回診、治療
國田	・導入、順化(順応)(H.18)	導入動物の遺伝学的・微生物学的品質(授受における情報提供)、検疫、微生物学的クリーニング、順化期間

國田	・異種、複数の動物の収容(H.18)	動物種ごとの隔離飼育、個体ごとの隔離飼育、異種間感染、社会的順位
國田	(2)施設の構造等	
國田	・日常的な動作を容易に行える設備(H.18)	飼育スペース、収容匹数、構造的エンリッチメント
國田	・適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つ構造等(H.18)	ケージ内環境、飼育室内環境、飼育装置、空調システム、動物種に適した温湿度(温熱中間帯)、床敷・巣材、環境モニタリング(温度・湿度・換気・風速・臭気・粉塵量・騒音・振動など)、照明(明暗サイクル、照度、光線スペクトル)
國田	・清掃、衛生状態の維持管理が容易で実験動物が傷害等を受けるおそれがない構造(H.18)	ケージの構造・素材、ケージ清掃・交換、飼育器材の滅菌・消毒、建物・飼育室の構造、施設の衛生管理(動線管理、清掃・消毒)
久和・大和田	(3)教育訓練等	
久和・大和田	・実験管理者の知識、経験	管理者、実験動物管理者、科学的、倫理的、生理、生態、習性、飼育管理、知識、経験、実験動物管理者の役割、実験動物福祉
久和・大和田	・実験動物管理者、実験実施者、飼養者(以下、「実験関係者」という)の別に応じた教育訓練(H.18)	管理者、実験動物管理者、実験実施者、飼養者、教育訓練、実験動物の生理、生態、習性、飼育管理方法、実験動物の感染症、実験動物・動物実験関係法令・指針等
大和田	2 生活環境の保全	
大和田	・実験動物の汚物の処理	廃棄物処理、へい獣処理、焼却
大和田	・環境汚染、悪臭、害虫(H.18)等の発生の防止	汚水処理、悪臭物質、脱臭装置、防虫
大和田	・施設、設備(H.18)の整備等	建築指針、空調設備、換気、温湿度、照度、気流、騒音、ケージサイズ、
大和田	・施設及び施設周辺的生活環境の保全	廃棄物処理、汚物処理、脱臭、騒音防止
大和田	3 危害等の防止	
大和田	(1)施設の構造並びに飼養及び保管の方法	
大和田	・実験動物が逃走しない構造及び強度の施設の整備(H.18)	建築指針、前室、耐震固定、
大和田	・実験関係者への実験動物由来の疾病の予防	人獣共通感染症、動物アレルギー、検疫、微生物モニタリング
大和田	・実験実施者・飼養者が危険を伴うことなく作業できる施設の構造及び飼養保管の方法の確保(H.18)	衛生管理(清掃、洗浄、消毒、滅菌、昆虫・野鼠対策、廃棄物処理)
大和田	・日常的な管理、保守点検、定期巡回等による、実験動物の数、状態の確認(H.18)	標準作業手順書、実験動物技術者、獣医学的管理、実験動物医学専門医
大和田	・危害の発生の防止	教育訓練、人獣共通感染症、動物アレルギー、咬傷、労働安全衛生、健康管理
大和田	ー実験動物の取り扱い方法の情報提供、飼養保管についての必要な指導、実験動物の状況の報告	実験動物管理者、標準作業手順書、検疫、順化、保定、環境エンリッチメント、ケージサイズ、感染防止、実験動物の感染症、滅菌法、消毒法、逃亡防止、非常セキュリティ、バリアシステム、安全キャビネット、陰圧アイソレータ、バイオハザード、施設の配置
大和田	ー関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置	
渡部	(2)有毒動物の飼養及び保管	毒へび等の有毒動物(遺伝子改変動物、魚類?)
渡部	・抗毒血清等の救急医薬品の備え(H.18)	試薬同等の品質管理、掲示、点検
渡部	・事故発生時の迅速な救急処置の体制整備(H.18)	処置法の教育訓練、緊急連絡体制
渡部	(3)逃走時の対応	逃亡防止策(二重扉、ネズミ返し+α)
渡部	・逃走した場合の捕獲等の措置	捕獲用具の備え、教育訓練、動物処置規定 捕獲するまで退室しない
渡部	・逃走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止	有毒動物、カルタヘナ法対応
渡部	・人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設外に逃走した場合の関係機関への速やかな連絡(H.18)	教育訓練、緊急連絡体制 危害:咬傷及び搔傷、アレルギー、感染症
渡部	(4)緊急時の対応	法遵守と動物福祉に基づいて、適切に業務維持・管理することが使命 日頃から施設運用コストダウンに努める 緊急時は通常とは異なる運用変更に応変可 飼育資材の備蓄・保管スペース(公共共有も)、特に飲水と電力確保が重要 別途「パンデミック時の対応マニュアル」も準用(最悪ケースは施設閉鎖も決断)

渡部	・地震、火災等の緊急時の計画(関係行政機関との連携、地域防災計画等との整合(H.18))の作成	初期対応: 生命、安全確保の優先 実験(飼育)中の動物への対応 施設・設備・機器への対応 関係者への連絡・報告と安否確認 情報収集(誤報・偽情報の排除) 復旧作業(必要最小化・安全確保・健康管理・廃棄物の安全保管体制・管理など) 外部対応(関係者・当局・地域・マスコミ他) メンタルケア(カウンセリング・慰霊祭など)
渡部	・緊急事態発生時の実験動物逸走時による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止(H.18)	逃走確認(施設内外)、有害・有毒動物・カルタヘナ法対象の逸走
山田	4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等	
山田	・実験関係者は、人獣共通感染症の知識の習得及び情報の収集(H.18)	主な人獣共通感染症の説明、教育訓練、バイオセーフティ、個人防衛衣、封じ込め
山田	・人獣共通感染症発生時に必要な措置を迅速にできるよう公衆衛生機関等との連絡体制の整備(H.18)	感染症法における獣医師の届け出義務、保健所
山田	5 実験動物の記録管理の適正化	
山田	・実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等の記録台帳の整備等(H.18)	モニタリング成績の入手、サル類等の飼育履歴、異常動物の記録台帳
山田	・人に危害を加えるおそれのある実験動物への識別措置(H.18)	特定動物、感染症法(輸入動物)、カルタヘナ法で規定された動物の個体識別、マイクロチップ、入れ墨、耳パンチ、動物マーカー、ケージ単位の管理
外尾	6 輸送時の取扱い	輸送、取扱
外尾	・なるべく短時間に輸送できる方法を探る	短時間輸送
外尾	・輸送中の給餌、給水、輸送に用いる車両等を換気等による適切な温度維持(H.18)	給餌・給水、車両等、庫内環境
外尾	・生理、生態、習性等を考慮した適切な区分による輸送	生理、生態、習性、適切区分
外尾	・輸送に用いる車両、容器(健康安全、逸走防止)	輸送車両、容器、逸走防止、健康、安全
外尾	・実験動物が保有する微生物、汚物等による環境汚染の防止	環境汚染防止
山田	7 施設廃止時の取扱い	
山田	・飼養、保管している実験動物の譲渡、殺処分(H.18)	高等な動物種および特殊な系統の譲渡、特定動物、特定外来生物、感染症法、カルタヘナ法、家伝法で規定された動物の譲渡の際は相手先機関の登録の確認、安楽死処置の方法
	第4 個別基準	
	1 実験等を行う施設	
三好	(1) 実験等の実施上の配慮	
三好	・目的達成に必要な範囲で適切に利用	適正な動物実験、3Rの実行(代替、実験動物の選択、統計学的数的根拠)
三好	・麻酔薬、鎮痛薬(H.18)等の投与、できるだけ短い実験等に供する期間(H.18)等に配慮して苦痛を与えない、保温等適切な処置	3Rの実行[苦痛の軽減・排除、麻酔・鎮痛、周術期管理(馴化、適切な実験処置、術後管理)]
三好	(2) 事後措置	
三好	・実験等の終了、中断した実験動物、回復見込みのない障害を受けた実験動物(H.18)の殺処分する場合は、指針に基づき行	人道的エンドポイント、安楽死
三好	・実験動物の死体は、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないよう	死体の処理(健康・住居環境の保全、安全管理を要する実験)
外尾	2 実験動物を生産する施設	生産施設、適正飼養
外尾	・幼齢、高齢の動物を繁殖の用に供さない(H.18)	繁殖供用年齢
外尾	・みだりな繁殖による過度の負担を避けるための適切な回数	繁殖供用回数
外尾	・譲渡の際の情報提供、説明責任(H.18)	譲渡動物、情報提供、説明責任
環境省	第5 準用及び適用除外	
環境省	・哺乳類、鳥類、爬虫類(H.18)以外の動物を実験等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って行うよう努める。	実験動物飼養保管基準、両生類以下の準用規定
環境省	・畜産に関することには適用しない。	産業動物飼養保管基準、飼養管理に関する教育・試験研究、育種改良
環境省	・生態観察を目的とする飼養保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に準じて行う(H.18)。	家庭動物飼養保管基準、生態観察、学校動物